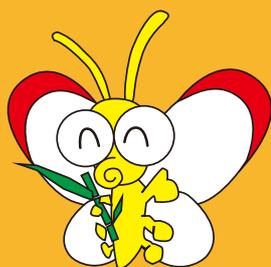


# なかたね 農業委員会だより

令和7年  
1月



フェニックスロベレニーを栽培する新規就農者 松原 佑弥さん(中山集落)



令和7年1月発行

発行：中種子町農業委員会

電話：農業委員会事務局

0997-27-1111

(内線 277・227)

## ★★ 主な内容 ★★

新年のごあいさつ .....	2
農業委員・推進委員担当集落 .....	3
活動報告 .....	4
農業者年金 .....	5
中間管理事業 .....	6
地域計画 .....	7
農地の転用・農業新聞 .....	8

# 新年のご挨拶



中種子町農業委員会  
会長 濱脇 嘉則

明けましておめでとうございます。町民の皆様におかれましては、新春を穏やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

日頃より農業委員会活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

昨年は、夏の記録的な猛暑など異常気象の多発により、農業においては非常に厳しい一年でした。燃料費や肥料・飼料の価格上昇及び人

件費の高騰等による生産コストが増加し、農家の皆様にとっては経済的な負担が増した一年でもありました。

また、「令和の米騒動」は、私たちの日常生活における農業の重要性を改めて実感させる出来事でした。併せて、日本の食料生産の脆弱性を痛感させられました。農業は単なる食料生産の手段ではなく、地域社会の基盤であり、改めて食料安全保障について考えさせられる年だったのではないのでしょうか。

本町の基幹作物であるでん粉原料用甘藷は、基腐れ病等の影響も見られました。前年に比べて増収となっています。サトウキビについ

ては、台風10号の被害があり心配されましたが、その後の天候回復もあり、増収が予想されており、米については、高単価での取引がなされたところですが、子牛価格については依然として低迷が続いており、安定した取引を願うばかりです。安納芋、レザリーフファン、スナップエンドウ、ブロッコリー等の園芸作物もさらなる生産振興が図られることを期待しています。

令和6年当初に行いました「今後の農業経営についての意向調査」につきましては、ご協力頂きありがとうございます。この調査をもとに「地域計画」の素案を作成し、各校区での話し合いが行われましたが、その中で「農地の

受け手不足」について、改めて問題が浮き彫りにされました。これらの対応策として、農地の集積と利用効率の向上と共に、若者や新規就農者の確保と就農支援制度の整備育成が重要であることが考えられます。

農業委員会として、地域の農業従事者や関係者との連携を強化し、長期的な視点で農業振興に取り組みで参りたいと思います。今年の豊作と皆様にとりまして良い年でありますことをご祈念申し上げます。今年もよろしくお願いたします。



## 中種子町農業委員の紹介



藤田 幸司  
(美座)

左上から

中崎 和行 (池之平)・牧瀬 一典 (熊野)・中島 秀人 (二十番)・田中 義人 (浜津脇)・梶原 誠 (平鍋)・鎌田 正司 (竹屋野)  
 鮫島 安平 (満足山)・上妻 廣美 (中田)・濱脇 嘉則 (下田)・森山 昭市 (阿高磯)・永浜 三津子 (阿高磯)・中島 真実 (中山)

氏名	担当地区	氏名	担当地区
濱脇 嘉則 <会長>	下田・伊原・大牟礼・横町・松原 阿保・高峯	梶原 誠	原之里・平鍋・宝来・春田
森山 昭市 <職務代理>	輪之尾・田島・東目	上妻 廣美	中田・長谷・原尾・本村
藤田 幸司	全油久集落	中島 秀人	二十番・中之町・古房
牧瀬 一典	熊野・塩屋・新町・今熊野	中島 真実	中山・大平・伏之前・池之向
鮫島 安平	満足山・上方・島田・旭町	永浜 三津子	阿高磯・屋久津・梶淵・衣之平
田中 義人	全星原集落	鎌田 正司	竹屋野・栄町・町山崎・阿曾
中崎 和行	池之平・秋佐野・戸畑・郡原 向井町		

※農地の事でお困りの事がありましたら、担当地区の農業委員・推進委員にお尋ね下さい。

## 中種子町農地利用最適化推進委員の紹介



増野幸孝 (秋佐野)  
担当地区：増田

左上から 八汐 栄一 (屋久津) 遠藤 智史 (原之里) 宮園 隆行 (向町) 松原浩則 (中山)  
 担当地区：岩岡 担当地区：納官 担当地区：油久 担当地区：野間上

有留 惣一郎 (牧川) 平山 信一郎 (満足山) 池山 久志 (中田)  
 担当地区：星原 担当地区：野間下 担当地区：南界

## 農地パトロールの実施

6月から8月にかけて、農業委員(13名)及び農地利用最適化推進委員(8名)による農地パトロール(農地利用状況調査)を行い、遊休農地や荒廃農地などを確認しました。また、遊休農地の所有者には「農地利用意向調査」を行い、遊休農地発生防止・解消に努めました。荒廃農地(復元困難)につきましては、非農地として判断することになります。



## 熊毛地区農業委員会最適化推進会議・視察研修

10月28日地区の推進会議が鹿児島市で行われました。会議には、令和5年度に地域計画を策定した喜界町農業委員会事務局の職員がリモートで事例発表をしていただきました。鹿児島県農業共済組合より収入保険制度の説明や鹿児島県地域振興公社の職員による研修が行われました。翌29日には、南九州市の法人「アグリストちゃん」を訪問し施設内の作業風景を見学してきました。野菜を生産し販売を行っている大規模会社でした。



## 鹿児島県及び九州・沖縄ブロック女性農業委員会女性委員研修会



9月11日から12日にかけて、鹿児島県農業委員会女性委員の会が薩摩川内市に於いて行われました。

令和5年度の事業実績や収支決算の承認や6年度の計画等が承認されました。

翌12日は(株)バイオアースにて蚕を使用した化粧品、また朝陽ワイナリーではワインの製造を見学しました。県下140名の方が出席しました。



11月20日から21日にかけて、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が佐賀市に於いて行われました。

九州・沖縄各地より総勢340名の女性農業委員が集まり、グループワーク等で情報交換を行い、講師の方の貴重な話を聞くことができました。

# 老後の備えは大丈夫ですか。農業者年金に加入しませんか。

## ～農業者年金の加入条件～

- ◎ 農業に従事する日数が年間60日以上であり、男女問わず加入できます。
- ◎ 国民年金に加入している方（国民年金納付免除の方は加入できません）

## 農業者年金とは？

### 農家のことを知りつくした 農家のための年金です

#### こんなにかかる老後生活（現金支出で年額約284万円）

高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は、現金支出で月額約23万7千円が必要です。（総務省家計調査などより）

#### 国民年金の支給額は？サラリーマンの年金は？

国民年金は、月々約6万8千円（40年加入の場合）夫婦あわせて月額約14万円です。厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて月額約23万円です。

#### 農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の日本人の平均余命は男性19年（84歳）、女性24年（89歳）
- 農業者年金受給者はさらに長生きされるデータがあります。

## 農業者年金の特徴

◎ 終身年金で80歳までの保証がついており、仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳まで受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在の価値に相当する額が死亡一時金として、遺族に支給されます。

## 税制上の優遇措置

◎ 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。所得税や住民税の節税につながります。



## 保険料の額は事由に決められます。

◎ 保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に決められます。農業経営の状況等に合わせて、いつでも見直しができます。

## 35歳未満の方は月額1万円から加入できます（R4.1から）

◎ 認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方になります。（要相談）



## 会社勤めとなり厚生年金に加入した場合

◎ 厚生年金に加入した時点で農業者年金は喪失します。しかしそれまで積み立てた保険料は、農業者年金が運用し続け将来年金としてお支払いいたします。払い戻しはできません。

# 農地バンクを活用しましょう！

## ◆ 農地バンク事業(農地中間管理事業)とは？

都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。

※ 地域計画（目標地図）が策定されていない地域では、農業委員会の要請等に応じて農地を貸し借りします。



※中種子町は、契約書の作成・調整事務を農業公社に委託しております。

## よくある質問

Q1：勝手に農地を取られたりしませんか？

A1：期間満了後は必ず所有者に返還されます。

所有者を移転するものではありません。(所有者移転の事業も行っています。)

再度、農地を貸したい場合は更新(再設定)も可能です。貸借終了前には通知いたします。

Q2：賃料はどうやって決めるのですか？契約の途中でも変更はできますか？

A2：賃料は、その地域の「標準賃料」を基本とし所有者・耕作者間で話し合っ設定していただきます。  
なお、契約期間の途中でも賃料の変更は可能です。

Q3：申込みから契約締結までどれくらい日数がかかりますか？

A3：申込みから契約締結までおおよそ2ヶ月です。

開始日は毎月1日に設定しています。(12月と3月はその限りではありません)

Q4：貸した農地を契約途中で返して貰えますか？また売買したい場合はどうすればよいですか？

A4：契約途中での解約は、所有者・耕作者・農地バンクの3者の合意委が必要となります。町の農林水産課・農業委員会に相談下さい。解約完了まで約3ヶ月要します。  
解約終了後、売買の申請となります。

Q5：どんな農地でも借り受けてくれますか？

A5：原則、耕作者のいる農地を借り受けます。

なお、再生不能な遊休農地など利用が著しく困難な農地等はできません。

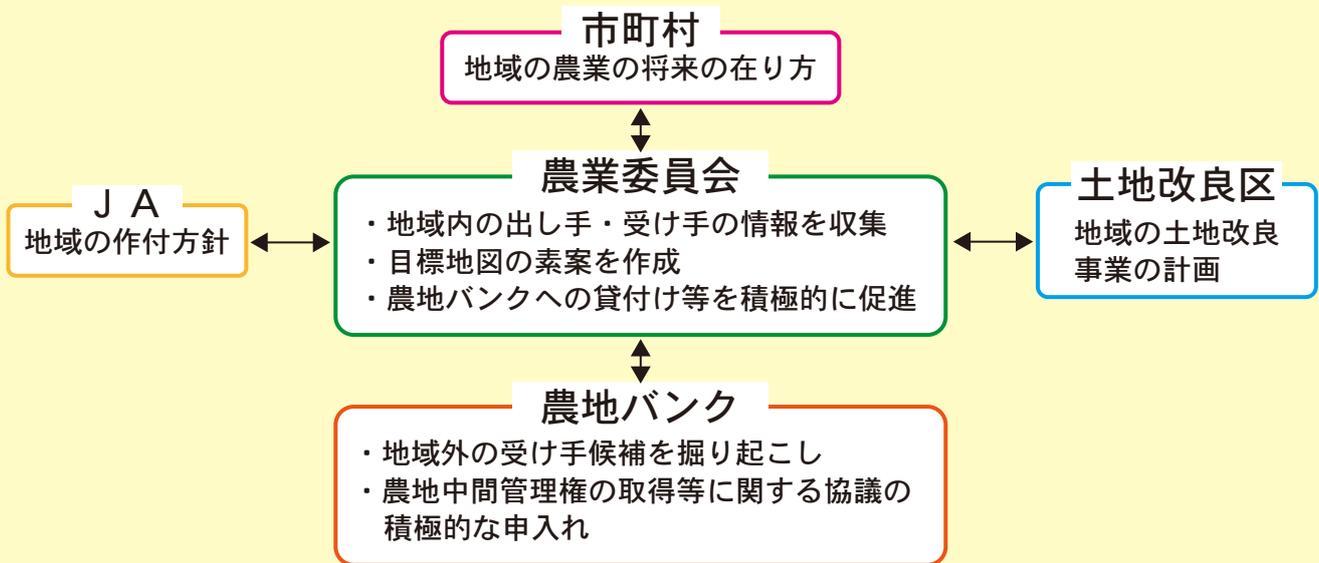
## 「地域計画」策定に向けた話し合いを実施中です。

令和6年10月から校区ごとに話し合いを実施しています。関係機関及び地区の農地所有者・耕作者が集まり、昨年実施した意向調査をもとに地図化した現況地図をみながら今後の地区の集積・集約に向けた話し合いです。10年後の地域農業の方針を具体的に固め目標地図を作成していきます。

「地域計画」の実現に向けて地域一体となって取り組み、「地域計画」策定後も関係者での話し合いは継続し随時計画の見直しを行っていきます。



### ◆地域計画（目標地図）の策定に向けた関係機関の連携



### 令和7年4月から変わります

【令和7年3月まで】

- ①農地法に基づく農業委員会の許可
- ②市町村が作成する農用地利用集積計画の公告
- ③農地中間管理機構が作成する農用地利用配分計画の公告



【令和7年4月以降】

- ①農地法に基づく農業委員会の許可
- ②農地中間管理機構が作成する農用地利用集積等促進計画の公告

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が統合され、農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に一本化されました。これにより、農地の権利移動は原則、農地法と農用地利用集積等促進計画の二つに集約されました。

# 農地を農地以外で利用するには許可が必要です！

農地を農地以外で利用したい場合は、農業委員会の許可が必要となります。

農業生産基盤である農地は、食料の安定的供給を図る上で重要な役割を担っており、良好な営農条件を確保する一方、社会経済上必要な土地需要にも適切に対応する趣旨から設けられた法律です。

## ＜農地転用の手続＞ 農地転用は次の2通り

- ① 農地の権利移動を伴わない転用（農地法第4条）
- ② 農地の権利移動を伴う転用（農地法第5条）

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
4条	農地を転用する場合	転用を行う者 (農地所有者等)	都道府県知事(注1) ※ 地方自治法に基づく権限移譲を受けた市町村は2ha以下の転用は市町村長・農業委員会会長(注2)
5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主又は貸主(農地所有者)と買主又は借主(転用事業者)	

※中種子町は権限移譲を受けていますので、申請から許可まで約25日ほどです。

(締め切り日1日の場合)

許可を受けずに転用行為を行うと「違反転用」と判断し、工事の中止・農地への現状回復の命令や罰則の適用。(3年以下の懲役または300万円以下の罰金)

### 【転用許可基準】

①転用する農地等の位置などから定められている「立地基準」において転用事業を実施することが可能であること。

②転用事業を実施することが可能であることを審査する「一般基準」にもとづいて、転用事業実施者が信用・資力転用面積、必要な許認可の見込みなど転用事業が適法かつ確実に実施できることの、両方を満たす必要があります。

まず、農業委員会に相談をして下さい。

## 全国農業新聞とは

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。1957(昭和27)年に創刊し、2022年に70周年を迎えました。

1週間の農政の動きや、現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞として高く評価いただいております。

常に、より「見やすい」「分かりやすい」新聞を目指して編集・発行しています。ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞をご愛読いただければ幸いです。



※毎週金曜発行 ※購読料 月700円(送料 税込み)